所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨のお知らせ

下記２の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第１５号）第１７条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、お知らせします。

令和８年１０月２１日　大津地方法務局長浜支局　登記官　中　村　直　樹

記

１　手続番号　第１６０３－２０２６－００２１号

２　表題部所有者不明土地に係る所在事項

長浜市余呉町下丹生字宇和羽根９２４番１